

令和4年度「こども向けパソコン教室」に係る事業企画提案及び運営業務委託仕様書

1 事業の目的

将来におけるエンジニアの輩出及び主体的に学ぶ能力の向上を目的に、うきは市内に在住・在学の児童・生徒を対象としたコンピュータ(パソコン)に自由に触れる機会を提供する場を開設する。

2 事業の実施期間

契約締結の日から令和5年3月23日まで

3 委託業務の内容

- (1) プログラミング教室の企画提案業務
- (2) セミナーの運営業務
- (3) 業務の報告

○令和3年度「こども向けパソコン教室」事業の詳細については以下のとおり。

令和4年度「こども向けパソコン教室」
開催日程:週1~2回(平日15~18時、土曜9~12時)※最低開催回数:60回
開催場所:うきは市民センター別館 U-BiC2階 セミナールーム
受講料:特に定めませんが、参加しやすい金額に設定すること。 (受講料収入は受託者の収入とし、集金方法も受託者において決めてよい。)
※セミナールーム最大キャパ数:12名
対象者:うきは市内在住・在学の小学校1年生~高校3年生
(1) プログラミング教室の企画提案業務
本事業の一連の活動を通して、受講生がコンピュータの基本操作・プログラミング学習を通じて、論理的思考力や情報探索能力を身につけるための技術の習得を目的にセミナーに関する企画提案を行い、うきは市と共同で内容を決定すること。
(2) セミナーの運営業務
(3) 業務の報告
①講師の招聘に関すること(講師依頼、講師謝金・交通費・食事代等の支払いに関する、講師の送迎業務等)。
②セミナー用資料の作成・調達に関すること。
③セミナーの会場設営等準備に関すること。
④委託業務完了後、業務完了報告書を提出すること。
⑤①から④までの業務実施に付帯する業務・受講者の募集に関すること。
※開催にあたり必要となるパソコンは受講生持参品もしくは、商工振興係管理物品を使用すること。
※消耗品等の調達、スタッフの派遣、会場設営及び撤去、会の進行等、受託者の責任において行い、記録をとること。

4 協議事項

この仕様書に記載のない事項及び仕様書の変更については、市及び受託者で協議して定めることとする。
受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、提出すること。

5 留意事項

- ・委託業務の実施に当たっては市と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る市からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ・適正な受講料を設定し、受講者より徴収すること。なお、徴収した受講料は受託者の収入とする。
- ・参加者との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- ・受託業者が制作したデータや写真、イラスト、文書等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、市に帰属するものとする。
- ・第三者（本市及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- ・業務にあたって、既存の設備、構造物、備品等に損傷を与えた場合は、受託者の責任において原状を回復すること。